

和5年度 第2回 さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会 議事録

1 日 時 令和6年1月24日(水) 午前10時～午前11時45分

2 開催場所 武蔵浦和コミュニティセンター8階 第4集会室

3 出席者

(1) 委員

白杵 信裕 委員長 上野 茂昭 副委員長 森田 真紀子 委員

駒木根 敦子 委員 高橋 麗子 委員 清水 ヨシ子 委員 野津 美智代 委員

溝口 誠 委員

(2) 事務局

①子ども未来局 子育て未来部長 幼児・放課後児童課課長補佐 外2名

②教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課長 外3名

管理部 学校施設管理課長

4 欠席者 橋本 正晴 委員 出口 裕貴 委員

5 議題

(1) さいたま市放課後子ども居場所事業モデル事業の実施について

(2) その他

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴者の数 0人

8 審議の経過

(1) 開会

(2) 子ども未来局 子育て未来部長 あいさつ(略)

(3) 委員長あいさつ(略)

(4) 審議

(5) 事務連絡

(6) 閉会

9 審議内容

(1) 議題 さいたま市放課後子ども居場所事業モデル事業の実施について

<事務局>

資料3より

①さいたま市放課後子ども居場所事業モデル事業を実施に至った経緯についての説明と再確認

○背景・課題

- ・待機児童の解消
- ・保護者の負担軽減
- ・多様なニーズへの対応

○事業の目的とモデル校

- ・小学校を利用して、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を図り、保護者の就労と子育ての両立を支援するため、さいたま市放課後子ども居場所事業を実施する
- ・市内4校でモデル事業を実施し、課題や効果等を検証

②さいたま市放課後子ども居場所のモデル校について

- ・モデル事業の実施期間・・・令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間
- ・学校施設内に既存の放課後児童クラブ室がある学校、待機児童が生じている学区、地域バランス等を勘案し栄小、鈴谷小、岸町小、新和小の4校を選定
- ・事業者については、公募によるプロポーザル方式による提案を踏まえ、実績や運営方法等を審査して選定

③モデル事業の概要

- ・放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の事業スキームを組み合わせることにより実施
- ・希望する全ての児童を対象に、放課後児童クラブ専用室や放課後に学校が使用しない特別教室等を活用して、放課後の居場所の提供と、児童の健全な育成を図る
- ・事業を実施する小学校に就学する児童すべてを対象とした区分1と、保護者が就労等で午後5時以降家庭にいない児童を対象とする区分2の2区分を設定
- ・実施時間は、月曜日から金曜日は放課後から午後7時まで、土曜日や夏休み等は午前8時から午後7時（区分1の対象児童はどちらも午後5時まで）
- ・活動の内容としては、放課後児童クラブと同様に放課後児童支援員を配置し、宿題、室内遊び、校庭での外遊びやイベントなどを実施
- ・従来のチャレンジスクールに参加する子は、チャレンジスクール終了後に居場所事業に参加

④モデル事業の今後のスケジュール

- 1月下旬～ 利用申込案内の配布・周知
- 2月 新入学児童説明会の実施・利用申込受付開始
- 2月末 4月利用者決定
- 3月 利用者向け保護者説明会の実施
- 4月 事業開始

⑤放課後子ども居場所事業モデル事業の課題と方針

○課題

- ・令和6年度モデル事業の効果や課題の検証
- ・令和7年度以降の方針の検討
- ・民設放課後児童クラブへの支援
- ・余裕教室の確保が困難な学校での専用室の確保

○方針

- ・「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業の基本方針(素案)」を策定

<臼杵委員長>

ページごとに話し合っていきたいと思います。3ページで内容についてはないようなので、4ページで何かご質問等がありますか。

<上野副委員長>

今回の横浜市、千葉市で、実績がある2社が公募プロポーザルを行ったということで選定されていますが、どのような内容を提案してきたのか、可能であれば教えてください。

2点目ですが、今後もこのように公募を行うことによってその待機の子たちを減らしていくということであろうと思うのですが、それも、同様に学校施設を利用していくことをメインにしていくのか教えてください。

3点目ですが、こういう公募型プロポーザルっていうその事業形式について、単年度ごとの契約なのか、今後も随意なり見直しをして事業者を変えていくのか教えてください。

4点目です。学校の施設を利用拡大することによってその物件探しの課題を克服したというふうに理解しているのですが、前回は野津委員から質問がありましたが、土曜や夏休みを利用する、またはその勤務時間外の利用によって、想定される学校側の負担とか、非常時の対応について教えてほしい。

<臼杵委員長>

はい。今4点ほど、事務局お願いします。

<事務局>

まず、他市で実績のある2社の提案内容ということですが、こちらの方から要求水準書というものをいただけて、それに沿って提案をいただいていますので、どの事業者さんも実績があるなしにかかわらず、それに沿った内容になっています。

こちらとしては重視させていただいているのか、居場所事業と同様の事業、もしくは放課後児童クラブの実績があること、それとこちらの要求水準書に基づいている職員の配置基準を満たすことです。放課後児童健全成事業に該当する児童については、市の方で定めている条例に基づいて児童数に応じた職員の配置をすることになっておりまして、それ以外の児童についても、20人に対して1人の職員を配置するという内容で要求水準を作っていますので、それを満たせるのか、緊急時、例えば職員が突然来ることができなくなった時も、その職員数を満たせるようなサポート体制があるのかとか、そういったところの見通しがきちんとしてできているかどうかを見させていただきました。

あと職員の研修です。自分たちの会社の中で、人材の育成といいますか資質の向上のための研修の体制できているか。加えて、学校の施設を使わせていただくので、学校との連携についての考え方がしっかりしているかを見させてもらいました。

さらに、その地域ごとに特色もあり、チャレンジスクールとの関係性もありますから、その地域の特性を生かして、どういった事業展開していくのかという独自性ある提案もプラスアルファの材料として見させていただきました。

2点目の今後、待機児童対策について学校をメインにして行っていくのかということについては、まだこの資料にあるモデル校4校しか決まっていますので、こちらの場合ですぐ学校をメインでやっていると、今の段階では申し上げることができません。ですので、令和6年度についてはこの資料4校、プラス今まで通りの民設クラブの整備を進めることで、待機児童対策を実施していきたいと考えております。

令和7年度以降については、一番最後にご説明しました「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業の基本方針(素案)」の中で、学校を使つての居場所事業とこれまで取り組んできた民設クラブの整備、どのような形で待機児童対策に取り組んでいくのか示していきたいと考えております。

3点目のこのプロポーザル方式の契約の単年度契約のところですが、今回はあくまでモデルですので、1年間の契約とさせていただいております。他の実績のある自治体では3年なり5年なりの長期の契約でやられていることがメインになっています。我々としても、将来的にモデル事業を踏まえて本格的な実施ということになりましたら、長期的な契約ということも考えていきたいと考えております。

4点目の夏休みや、土曜日、学校が休みの時の対応ですが、教職員の負担を増やさないということをお大前提として考えて、通常の授業日についても、先生方に負担がかからないような形で施設管理と、利用児童の管理をやっていかなければならないと考えています。

こちらの居場所事業をやっている中での事故などの対応については、居場所事業の事業者の方で、対応させていただきます。施設についての破損があったような時も、こちらの責任であれば、居場所事業の方でやらせていただきたいと考えています。

事案によっては学校さんと調整しなければいけないところもあるかと思いますが、基本的にはこちらの実施している事業で起きたことであれば、責任をもって対応させていただきたいと考えております。

<臼杵委員長>

追加の質問ありますか。

<野津委員>

モデル校の4校ですけれども、学校施設内に既存の放課後児童クラブ室がある学校と書いてありますけれども、確認のため、この資料の4校の中で学校施設内に既存の児童クラブがある学校はどこか教えてください。

<事務局>

この4校ですが、全て公設の放課後児童クラブで、栄小だけは別棟で学校の敷地内のあり、他の3校は校内に放課後児童クラブ室があります。

<野津委員>

学校側からすると校地内にあることや校舎の中に、機械警備のセットを別にしてある学校もたくさんあるので、多分そういう学校は居場所事業がやりやすいとは思ったので、だからそういう学校から選んでいるという形ですか

<事務局>

そうです。おっしゃる通りです。

<臼杵委員長>

他はいかがですか。

<溝口委員>

今の公立小学校の中で大体3分の1ぐらい（約30校）が校外に放課後児童クラブがあります。そうするとその残っているその30校ぐらいは、今まで通りの活動のやり方でいいのでしょうか。

それから、実際にチャレンジスクールと、放課後児童クラブが連携して、実際にやっている学校があるわけです。そういうことも参考に、モデル校ではなくても、どういう形でやっているのかっていうことを見てもらうのも1つの方法です。

実は私の住んでいる学区の大門小学校は、校外にあるんですけれども、今まではチャレンジスクールの方で、うちのスタッフが、午後4時30分になると、おやつの関係で、放課後児童クラブの子たちを集めて、学童まで送ることをやっていましたが、放課後児童クラブの方で、いつもチャレンジスクールの方に負担をかけるから、今年から放課後児童クラブの方で手の空いているスタッフを迎えに行かせますということ言われて、現在は、迎えに来てもらっています。

ですから、そういう関係の学校があるので、モデル校以外で、一応どういう学校が、どのような活動をしているかということ調べていただけるとよい。それからもう1つ聞きたいのは、これから実施される居場所事業を行う会社が決まって、事業をやるわけですけれども、モデル校の学校の中には、その他の民設、私設の場所へ通っている子どもたちがいますが、その子たちも居場所事業に参加できるのですか。

<臼杵委員長>

1番目は、今までチャレンジも一緒になって活動している学校もあるはずだから、活動状況を調べて欲しいということなのです。それで具体的には、溝口委員、どういう例がありますか、学校名等が分かれば教えてほしい。

<溝口委員>

チャレンジスクール運営会議では十分把握していません。毎年事業計画を教育委員会に出すのですが、その中に連携をしているか、していないかという項目があったはずですが。

<臼杵委員長>

教育委員会の方で、それ調べたら教育委員会はわかりますか。

<事務局>

児童に通われているお子さんが、チャレンジスクールにも入っているかどうかということですか。

<臼杵委員長>

チャレンジスクールと放課後児童クラブが連携して、活動なり、事業をやっている学校を把握していますか、という質問です。

<事務局>

先ほど溝口委員がおっしゃったように終わった後、放課後児童クラブの方がお迎えに来ていただいているということについては把握しています。一緒に何かイベントをやるとかなどの内容は把握していません。

<溝口委員>

決められた1つの会社・事業者以外に、3、4の会社が、やる以前から校区にはあるはずですが。その1つの会社・事業者のみが、放課後の活動にかかわることになるのでしょうか。

<事務局>

この居場所事業を入れる学校の学区の学校外には当然、民設クラブがあります。4校中3校に民設クラブが校外にあります。それぞれ(居場所事業と既存の民設クラブ)、事業として役割が少し違うと考えています。利用者の方の対応ニーズに合わせて、どちらか選んでいただくのがいいと考えています。

今年まで学校外の民設クラブを利用していた子が、来年は居場所事業を利用したいといった時も当然、大丈夫ですし、引き続き、校外の民設クラブもそのまま使っていただいても大丈夫です。保護者の方やお子さんの考えで選択していただくものと考えています。

<溝口委員>

そこだけを確認したかった。

<臼杵委員長>

よろしいですか。他の質問ありますか。

<森田委員>

場所がどこというのは分からないのですが、以前聞いた中では、チャレンジスクールの参加条件に、希望者が多いので放課後児童クラブの子どもは除くというようなチャレンジスクールもあるようですが、今回こういった居場所事業を展開していく中では、そういったことは解消されるという認識でよろしいのでしょうか。

それとも、やはり場所によっては、希望者が多くて、居場所事業に参加している子どもたちは除かれる、参加できないことも起こりうる可能性があると考えておいた方がよろしいのでしょうか。

<事務局>

チャレンジスクールのやり方は今まで通り変わらないようにしていただきたいと考えています。居場所事業をやることで、例えばチャレンジスクールを使いたいという子がすごく増えた時、チャレンジスクールに従事する方とか、場所の関係で子どもの定員を増やすっていうのはかなり難しいと思います。

今まで定員を何人ですと決めていたやり方はそのまま続けていただく必要があると思います。

その中で、条件として、抽選にするのかとか、居場所事業の子は申し訳ないけど使えませんよとするのかというのはチャレンジスクールごとに考えていただくものと考えております。

<森田委員>

現状通りという感じですね。

<事務局>

はい。

<臼杵委員長>

少し次のページに入ったような気がするのですが、4ページでまだ他にありますか。ないようので、5ページに参ります。

<高橋委員>

お話を聞いて少し疑問に思ったのですが、活動の場所、人数によってだと思のですが、新規の場合は、放課後クラブ専用室や特別教室などの兼用室などを使うって言われていて、例えば利用区分2の子とか、おやつを食べるときなどは、既存のクラブ専用室以外でも食べることもあるのでしょうか。例えばお迎えに来るときも、今日はこの教室、明日は違う場所とかまちまちになるのでしょうか。

少しその辺りが、利用人数によって変化するのか。それとも、ある一定の決められた部屋で必ず行うのか、確認させていただけたらなと思って発言しました。

<事務局>

おやつについては午後5時以降の利用のお子さんがどれだけいるかによると思います。専用室の面積とか広さで足りるのであれば、そこで提供するのが一番いいと考えています。そこだけではどうしても狭いということであれば、お借りしている特別教室などの兼用室などで提供させていただきたいと考えています。お迎えについては、基本的には専用室の方で、対応しようと考えております。

お子さんの出欠確認とか、帰るときの管理は、専用室の方でICTなどを使いながら行うようにして、その日、何時に迎えに来るということも、事業者さんの方で管理しますので、迎えの時間が近づいてきたら、その事業者の方で、そのお子さんと呼んで、専用室の方で準備しておくようにしようと考えています。

<高橋委員>

分かりました。ありがとうございます。

<臼杵委員長>

他にありますか。

<上野副委員長>

前回の資料で、国庫負担についての行があり、今回、外れていたのですが、こちらの事業についてこども家庭庁及び文科省の補助金は、今もう申請されているという状況ですか。ということが1点。

次の質問で、本市議会で予算が認められたから、できそうだということでしたが、今後も事業を継続していくためには議会で毎回これを図る必要があるのでしょうか。

あと、答えにくいとは思いますが、議会の議事見れば多分、分かると思うのですが、この事業に反対する市議会議員いるのですか。3点お願いします。

<臼杵委員長>

事務局お願いします。

<事務局>

1点目の国の補助ですが、今回あえて、内容も多かったのですが、項目を外しましたが、方針は変わってはいません。こども家庭庁と文部科学省、それぞれの補助を活用して事業を実施していこうと考えております。実際の申請については、費用が発生するのが令和6年度ですので、来年度に入ったら、事業費に応じて申請していくことになります。

議会の承認の話ですが、今回はこの事業をやるにあたって、必要な条例の改正などありまして、その辺りで、クローズアップして議論していただきました。令和7年度以降やる必要がある場合、また当然、予算関係の議案を出すことになります。

最初は、ある程度、話題となる議案、目立った議案として取り上げて議論いただくのではないかと思います。

この事業をやるにあたっては、予算が必要になりますので、既定路線でやりますとなった場合も、予

算議案として必ず出てきます。その中で、議論いただくようになると思います。

今回の条例改正の議案として、議員の皆さん方のご意見としては、方向性として反対しているわけではなく、やるにあたって、いろいろと課題が多いので、そのあたりをきちんと整理しないと、良くないのではというご意見が様々ありました。

その中で特に多かったものとして、現在民設の放課後児童クラブを整備することでやっていますので、240ヶ所ありますが、この居場所事業をやることで、民設のクラブの運営にあたっての影響が、それなりにあるだろう。その辺りをどういうふうに整理して対応していくかをきちんと考えていかないといけないというご意見をいただきました。

そのご意見を踏まえて、「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業の基本方針(素案)」の中で、民設放課後児童クラブへの支援の在り方を整理して示していきたいと考えています。

<臼杵委員長>

5ページの他にございますか。じゃまた後で何か出たら、お願いします。6ページに入ります。

ここはいかがでしょう。

<森田委員>

前回のこのモデル事業の概要の中で、放課後子ども居場所事業の午後5時までのところでチャレンジスクールと同じようにプログラム活動という言葉がありましたが、こちら今回はその部分が抜けているのは何か理由があるのでしょうか。

<臼杵委員長>

事務局、お願いします。

<事務局>

プログラム活動という表現が、チャレンジスクールでメインとしてやられているプログラム活動と混在してしまって、何が違うのかちょっと分からないという印象を与えてしまいました。

プログラム活動と書いてありましたが、イベント的なもので、チャレンジスクールの方でやられている地域の皆さんを招いての体験活動とは少し違って、もう少し日常的な活動内容(例えば日常的な支援員さんと少人数での折紙作り、プラバン作り、本読み)になっていますので、それを同じ言葉で表現すると、正しく伝わらないなと少し反省しまして、消させていただきました。

<森田委員>

決してしなくていいということではないですね。

<事務局>

イベントごとはやらないと子どもたちも飽きてしまうので、やっていただきたいと思います。

<臼杵委員長>

次行きましょう。

<駒木根委員>

根本的な話になるのですが、12月25日頃に、国の方から発信されている放課後児童対策パッケージというのがあって、そこの一文を読むと、一体型と今まで呼んでいたものを校内交流型というように呼ぶとか、その連携の仕方っていうものはこうだということが、改めて示されている部分がありました。

私はすごくこだわっているのですが、これまで、子ども教室をやることには賛成ですが、学童とごちゃ混ぜにすることは、国が示しているものとは違いますと言い続けてきました。

しかし、違うとは思ってないっていう議会答弁もずっとその調子でした。どうやら、そうした一体型の解釈が、変わってしまうことが、課題になったかどうか分からないですけど、もう少し分かりやすく表現されるようになったなというふうに感じています。

そこで、やはり国がそこまで言うのには、きちんと根拠があるものだと思いますし、待機児童はないにこしたことはないと思います。全ての子どもが来られる場所っていうのもすてきだと思いますが、やはりその中で、児童クラブの子どもというのは、家庭に代わる生活の場を提供とありますが、これが今回の居場所事業の中に盛り込まれていないので、ここのところは切り離して、行くのがきっとよいと思います。

まだ始まってないので、やっぱりこうだったじゃないかという話ではないのですけれども、そのようになっているので、改めて検討して欲しいなと思います。

質問としてはそういうものが出ていけれどもご存じでしょうか。それに対してはどのように考えてらっしゃるのでしょうか。という2点です。

<臼杵委員長>

事務局、じゃあ、お願いします。

<事務局>

今まで、学校内で放課後児童クラブと子ども教室をやっていて、放課後児童クラブの子が子ども教室に参加ができることを一体型と呼んでいました。学校外の放課後児童クラブのお子さんが、学校内の子ども教室に参加できることを連携型と言っていました。横浜市や千葉市、都内などでやっている子ども教室と放課後児童クラブを融合させているものも、一体型っていうような言い方をされていました。つまり一体型という形態に、2つのものが混在した状態でした。そこで、今回、おそらく国の方で校内交流型と、連携型っていう定義を改めて示したところだと思います。

校内交流型というのは、一番最初に言った一体型で、校内に児童クラブと子ども教室があって、児童クラブのお子さんも子ども教室に参加できるというのが校内交流型にあたります。今回、市の方でやろうとしている居場所事業は校内交流型でも、連携型でもなくて、一体型という言葉が存在しなくなったので、一体的にやる事業というような形で違いがはっきりしたかなと思っています。

<臼杵委員長>

今お答えできるのはそういうことですか。よろしいですか。

<駒木根委員>

よろしくないけど、よろしいです。

<臼杵委員長>

理解じゃないけど、意図はわかったということですか。

<駒木根委員>

はい。

もう1つ質問をお願いします。利用料の減免の話のところ保護者負担のところ公設は減免制度で民設は補助金制度とあって、先ほどの説明では公設と同様に減免制度を取り入れたいというお話がありました。それが委託事業の居場所事業でできるのでしょうか。

もしできるならば、民設放課後児童クラブの保護者も、例えば1万円負担して、まとまって後から返ってくるというのがとても大変で、学童利用できないというご家庭もたくさんあります。

まずはここで本当に減免制度ですかという質問です。できるのであれば、さいたま市内すべての子どもに、同じ制度でやって欲しいというお願いです。

<臼杵委員長>

さあ、いよいよ根本に近づきつつあります。事務局、お願いします。

<事務局>

居場所事業の減免制度ですが、事業者さんの方で、必要な書類を利用者さんからいただいて、判定していただくことを、仕様書で示していますので、それをやっていただくように考えています。

その減免の内容ですが、放課後児童クラブは、所得税と住民税の課税状況それぞれ見て判定するという形でしたが、居場所事業の方は若干それを簡易にして、市・県民税の方の課税状況で判定するという形にいたしました。所得税と住民税の両方見るというよりは事業者さんの負担も軽くなり、利用者さんも出す書類も1種類で済みますので、そういったところは若干簡素化されます。

民設の放課後児童クラブの減免ですが公設と同じで、所得税と住民税の課税状況の両方を確認しなければなりません。そのため4月当初から、減免が間に合うかどうかは、さいたま市としても、検討課題だと思っています。こちらについては今、可能かどうかの検証を進めているところです。

<森田委員>

大事な部分が抜けていると思います。それで事業者への補助がないということですか。委託料の中に含まれていて、事業者が自分のこのお財布の中から、減免しなさい。結局補填はないと伺ってはいますが・・・。

<事務局>

委託料を算定するにあたって、事業費がどれだけかかるのか、利用料金収入はどれだけあるのか、その差し引きで委託料という形で出しているのですが、その利用料金収入にあたっては、どれぐらい減免の方がいらっしゃるのかということも想定して、100%利用者が全員払うのではなくて、想定では1割ぐらいの方が減免の対象かなというところで、その分は利用料が入らなくなるとか、例えば、8千円が2千円の利用料金になるということも計算して、想定していますので、その想定範囲内であれば、その事業者さんの負担でということにならないと考えています。

<森田委員>

その想定範囲外であれば、交渉というかご相談は可能ということでしょうか。

<事務局>

仕様書上はそういったところはうたっていませんが、利用児童数などが想定を超えてかなり多くなる場合は、協議の対象になると考えています。減免のことについては、まだモデル事業ですので、中身を見ながら、相談していきたいと考えています。

<森田委員>

ちなみにその想定利用者数は、さいたま市で考えている登録者数の何割を想定していらっしゃるのか、今教えていただくことはできますか。

<事務局>

減免の対象ってことですか。公設クラブの実績を踏まえて、1割ぐらいを想定しています。

<臼杵委員長>

他はどうでしょう。なければ、7ページいきますか。7ページに質問あったらお願いします。

<野津委員>

2点お伺いしたいことがあります。まず先ほどから、横浜市や千葉市でも、学校施設の利用ということで、例が挙がっていますが、さいたま市の学校の校舎の配置などが、もしかしたら横浜市と千葉市とは違う造りになっているのであれば、同じようにさいたま市に持ってくることはなかなか難しいと思います。千葉市や横浜市では、例えば、特別教室を兼用室というように書いてありますが、特別教室等を利用してどのような実施の仕方を行っているかをお聞きしたいです。

なぜかという、例えばですけど、文蔵小などは、図書室が別棟になっていて、放課後児童クラブがすぐ使えるような状態になっており、そこは問題ないと思います。同じ棟にある学校もあります。また、例えば3階に図書室があって、学校がやってないときに子どもたちが自由に行くのかどうかとか、校舎内の施設の状況が違うと思いますが、横浜市・千葉市はどのような形でそういうことが実現可能になっ

ているか聞きたいからです。

2点目は、体育館や校庭の使用っていうのが、夏休み、それから土曜日に入ってくるということですが、学校は校庭開放ということで、学校体育施設開放運営委員会の方で話し合い、夏休み等もかなり少年団等に開放している。それをどのように調整していくのかということに関しても、お伺いしたいと思います。

<臼杵委員長>

千葉市や横浜市の実施状況等をお願いします。

<事務局>

先行実施している自治体の方で、実際に視察させていただいたところは、割と事業がやりやすいところを見させていただきました。実際に見たところでは、クラブ室の専用室の周りに、特別教室が固まっている別棟で区切って、事業が実施しやすいところでした。

ただ千葉市の方は、兼用室が専用室から離れていて校舎内を結構歩き、動線が結構長いところも見させていただいています。千葉市にしろ、横浜市にしろ、川崎市にしろ、いずれにしても学校ごとに、教室の配置については統一的ではないので、その視察した学校はやりやすいけれど、他の学校では、学校と調整しながら実施しているという話も聞きました。

先ほどに挙げていただいた、図書館も使える学校もあれば、使えないところもありますので、さいたま市でも各学校の配置状況等を見ながら、それぞれに合わせてどう使えるのか、検討してまいります。

今回のモデル校の中でも、兼用室として使える教室もそれぞれ異なりますが、学校と協議しながら調整していきたいと思います。

校庭と体育館については、おっしゃる通り、学校体育施設開放運営委員会の件もありますので、基本的に今そこに割って入るようなことを考えておらず、様々な団体さんが使っている中で空いているところがあれば使わせていただこうと考えています。今後、この事業をやっていく中で、調整が必要かどうか判断し、もし必要であれば、ご相談させていただこうと考えています。

<臼杵委員長>

例えば、学校体育施設開放と関わり、施設により学校と話し合いが必要だから、このモデル事業を経た後、方向性が出たらこれ学校関係に校長会を通して全部説明するのかな。

<事務局>

今時点でも、機会をとらえて、こういったことを考えているとお話できる情報提供は学校にさせていただいております。タイミングを見ながら、校長会ですとか、その地域ごとの会議ですとかで、情報提供を行っております。

<臼杵委員長>

了解しました。その他いかがでしょうか。内容ですので、8ページに入りたいと思います。

<駒木根委員>

さいたま市のホームページなのですが、居場所事業に辿り着けないです。ホームページのトップページがあって、さいたま市子育てWebっていうところをクリックすると、小・中学生はこちらへというのが来て、進むのですが、公設クラブ・民設クラブっていうのは、カテゴリーとしてありますが、居場所事業というのがまだないので、募集が始まったか、どうかというのが見たくても見る事ができません。

検索エンジンのトップにある検索エンジンに「居場所事業」でやっても出てきません。違うところに、何かお探しのキーワードを入れてくださいという検索エンジンがあって、そこに「居場所事業」と入ると、何か急に出てきて、ようやく辿り着けます。それを後ろから辿っていくと放課後児童クラブのところを辿り着きますが、やはり表紙からはうまく入っていきません。

利用者の目線からいくと非常に不便で、きっといろんな情報を知りたいと思っていると思うし、一番心配なのは案内が1月と言いながら何も聞こえてこないで、どうなのかと調べたかったのですが、昨日見たら、それが2月が変わって、全員入れると言っているので心配はないと思いますが、でも誰がやるのだろうか、どんな先生がいるのだろうか、いつ説明が聞けるのだろうかというのはすごく親としてはドキドキするので、そこはすぐに繋がるように改善をして欲しいなというお願いです。

<臼杵委員長>

グッド提案だから、お願いします。

<高橋委員>

すいません今話を聞いてなんですけれども、12月の時点で、このモデル校の1校にお孫さんが通っているっておばあちゃんが、なんかこういう事業が始まると12月の時点で私に聞いてきて、その後、お孫さんはクラブに入れなくて、「今、私2時に、その子のところに行って毎日見ている」と言っていたので、すごくこの事業に期待している様子でした。でも、どういうことが始まるのか分からないようだったので、HPなどで情報がより簡単に見られるようになると、今実際に利用したいと思っている方にも役立つと思います。その方とは12月にお話して、それからまだ話をしてないので、多分1月下旬からの案内が配布とあるので、これからなのかなと思いますが、もう少し情報がほしいです。

<臼杵委員長>

期待度がある応援歌ですから、よろしくお願いします。他いかがですか。

<野津委員>

このモデル事業の今後のスケジュールということで、長期的なスケジュールを教えていただきたいなと思います。

なぜかという、4ページに令和7年度以降は、モデル事業の実施状況を踏まえ検討するという言葉があり、全校配置を考えて想定されているのか。全校配置であれば、何年計画で計画されているのか、ということです。

もう1点は、専用室の設置っていうところに関して、なぜここまで言うかとお思いでしょうが、大宮南小は本当に教室がない状態で、教室が足りないのも多分最後の方になるのではないかと考えています。それも踏まえ、現在、校庭も3分の1削られているような状態で、学校の教育活動をやっているのも、専用室ということに関しても、どのようなプランというか、構想なのかということも併せて2点質問いたします。

<臼杵委員長>

スケジュールを含めて、お願いします。

<事務局>

現段階では細かいこととか、決まっていることはないというのが正直なところでございます。そこを「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業の基本方針(素案)」で、ある程度示させていただきたいと考えております。皆様に早めに、どれぐらい先に、どこの学校で事業が実施されるのか、本当に全校展開つものなのが見えてこない不安で、何の準備もできないと思っています。方針というのは、その基本方針でできるだけ示していきたいと思っています。今のところは、決まっていることは何もないとしかお答えできません。

<野津委員>

ということは、全市の児童に向けての、事業ではなくなるかもしれないということですか。

<事務局>

方向性としては、12月の議会で、全校展開ということも考えていると市長の方が答弁させていただいておりますので、そういう方向性ではあります。

<野津委員>

校長会の方でも、モデル校に決まって学校は来年度実施していくけれども、他の学校は今後どういふふうに展開されていくのかっていうことも話題になるので知りたいところです。まだ何年計画とかそういうのは決まってない。

<臼杵委員長>

全校にいく可能性は大であるけれども、これはモデルケースをやった後で、いろいろ課題があるので、結果を検証し、その段階で具体案を出していくということではないでしょうか。

<事務局>

モデル事業の検証結果も踏まえて、この基本方針の中で、スケジュールもきちんとお示ししていきたいなというように思っております。所管としては当然、保護者子どものための事業だと思っておりますので、全校展開していきたいという意思はございますけれども、まだオーソライズされたものではございませんので、この基本方針の中で、きちんとお示しをしていきたいと思っております。

まずは来年度の4校のモデル事業をしっかりと検証していきたいというふうに考えています。

<野津委員>

基本方針は、令和何年にできるのですか。令和7年度でしょうか。

<事務局>

時期がなかなかまだ明確にお示しできません。

<野津委員>

私も校長会代表で来ているので、幹事会とかでも報告もしないといけないので、分かりませんと報告はできかねます。令和7年度か8年度ぐらいに、基本方針が出ますよっていうことは、伝えてもいいですか。

<事務局>

令和6年と7年でモデル事業を展開し、4校以外にも、少し違ったパターンの学校でのモデル事業もやりたいという、こちらの所管の方で意思がありますので、そちらも踏まえて素案をまずお示しをして、そこから成案に持っていこうと考えています。

しかるべき機会だったり、当然校長会の皆様にも、ご説明したり、お示ししたいと思いますので、いつ、何年度、これで確定しますということが、現在、申し訳ありませんが申し上げにくいのですが、早急にとは考えており、5年とか10年とかお待たせすることではありません。ここでのモデル事業を踏まえて早急にお示ししたいと考えております。

<野津委員>

計画にこだわるのはなぜかという、知り合いの教員の中でも、栄小に通っている教員が近くにいるのですけれども、そこは始まりました。そういう会話が市民レベルで結構あり、ここは始まっているけど、あそこの何々小学校は、例えば大宮南小はいつ始まりますか、という問い合わせなどが頻繁に学校側にも来るのです。情報がないと皆さん、ご心配されるので・・・。

<臼杵委員長>

この会議での話し合いで、皆さんの期待が高まってきていることが、伝わってきますね。

<野津委員>

相談はいつができるか、いつ事業を開始するかなどの問い合わせが一番多いです。

<事務局>

多分そこが、市民の方も先生方も心配というところだと思うので、早急にとは考えているのですが、一校一校の事情や待機児童の状況、学校の施設の状況など、一つ一つを吟味し、丁寧にやらせていただくと思っていますので、もうしばらくお待ちください。こちらの委員会でも、随時、お出しできる情

報をきちんとご説明させていただきますとっております。

<野津委員>

分かりました。ご説明ありがとうございます。

<臼杵委員長>

まだ、このスケジュール案等の中でありますか。

なければ、次、課題のところ、ここは特にはないですか。今一応質問という形で来ましたが意見もございましたので、全体として意見や何か聞いておきたいとかも含めて、出していただけたらと思います。

<駒木根委員>

1つ課題として検討して欲しいことなのですが、今回、居場所事業が始まるにあたってのQ&Aというコーナーが、ホームページでアップされているのですが、こういう質問が多いと想定し、それに答えているのですが、このような質問と答えがありました。「居場所事業の小学校だけでも、公設のクラブを利用したい」という質問があって、それに対して、「隣の小学校には申し込みができます」という答えがあります。

そうすると、なんか玉突き事故が起きて、結局、利用時間の長いお子さんが優先的に入れるような公設の制度ですが、でも入る人数の枠が隣の小学校で増える訳ではありませんから、点数の高い子が、もし隣の小学校に申し込みを5人すれば、本当はその小学校の学区のクラブ入れたら5人が入れなくなるのです。

だけど、居場所事業はその学校の子どものしか受け付けませんということがあって、これは待機児童解消と本当にいえるのかという、疑問があって、今の制度はそうだからそう案内せざるをえないことは理解しています。だけど、子どもとか家庭とかその居場所事業に本当は入って欲しいのに、まだ入らず、その影響でうちの子は希望のクラブから出されるのっていうのが耐え難いところだと思います。

そのような状況の時、その子どもたちの家庭がどこに行くかという、もし民設クラブがなければ、うちの法人に相談に来て、入れなかったと訴えてきます。

市にもたくさん入れなかったという相談が来るとは思いますが、私たちのところにもたくさん来ます。今年は浦和の美園学区が、やはりそこも溢れていて、私たちのホームページを多分見たのだと思いますけれど、緑区にさいたま市学童保育の会のクラブが少ないので、ぜひ作ってください、もう本当に入れなくて困っていて、今年はどこそこクラブからは、不承諾通知書が来てという、問い合わせもいっぱいあるのです。

なので、少なくともその隣の小学校とかが、「えっ、こっちに火の粉が」ということがあってはならないと思うので、そこについては改善をお願いしたいです。

<臼杵委員長>

そうだね。それは検討をお願いします。

<駒木根委員>

もう1つは今後の検証のときです。是非とも子どもの声を聞いて欲しいと思います。

先日、子どもの権利条約や子どもの権利について、支援員が行政研修を受けてきました。子どもの声を聴くことが最低基準になっていますので、きちんと子どもの声を聴いてほしいです。

その時にそのクラブにいる子どもだけではなくて、最初クラブに来ていたけれど、途中から来なくなった子とか、やめてしまった子とか、その人たちが今どうしてるのかという後追いのものが、実は一番大事な部分ではないかなと思うので、子どもたちが、結果、居場所授業を始めたら待機はなくなったけれども、その環境が合わなくて、しかも行き先もなくてということにはならないようにして欲しいなと思っています。

何が課題なのかっていうのをきちんと、見つけて、子どもたちのために何ができるのかということ

検証して欲しいと考えています。

<臼杵委員長>

子どもの居場所づくりの中で、子どもがこういうところがいいとか、こういうところは、ちょっと不安だとか、こうあったらいいとか、そういうような意見を聞いて欲しい、ということですね。

貴重な意見です。ありがとうございました。他にいかがですか。

<野津委員>

お願いと知っておいていただきたいことということで1点ずつですけど、この間、五島部長に大宮区の校長会にご説明に来ていただいたときに、お話ししましたが、この場でもお話しさせていただきたいと思います。

栄小学校などの4校の説明会が始まると思いますが、「学校と放課後児童クラブとは別物」であるということを明確にその説明会の時に、利用する保護者に言っていただきたいということがお願いです。

なぜかという、学校には、日常的に放課後児童クラブのことで、例えば、「今日、学童休むので息子に伝えてください」とかの電話があり、学校の業務以外のことで職員がわざわざ教室に行って伝えるなど、そういうことがどの学校でも頻繁に起きています。

ですので、放課後児童クラブの出席欠席の連絡等については、学校とは関係がないので、しっかり保護者に伝えていただくことをお願いいたします。

それから、その事業の中でのトラブルとかも、保護者は学校に相談してくる場合が非常に多いです。もちろんお預かりしているお子さんなので、全く見て見ないふりはしませんけれども、その線引きとこのをやっぱりしっかりしていただかないと、学校も働き方改革でいろんなものをそぎ落としていくということをしているところなので、その部分に関しては保護者の方にしっかり伝えて欲しいということがお願いです。

次に知っておいて欲しいことということで、施設課さんもそうですが、学校の施設を始終貸す、日曜日以外は貸すということになります。校舎内もそうですけれども、校舎外で校庭等を貸している場合についても、例えば校庭で遊んでいて、ボールが飛んできて校舎のガラスが割れたという事案が起こると、教頭が学校へ出向き、対応をしなければいけません。業者さん呼んで、ガラスを直すまでは、教頭も半日以上ひどいときは、1日そこにいる場合もあります。

校内を日曜日以外全部使うとなると、そういうリスクがあり、教職員や教頭・校長の管理職もそのような状況があると、そこで対応しているってことを知っておいて欲しいと思います。

<臼杵委員長>

いや長くこの事業を続ける上では、言いたくないことを言わなければならから、そのあたりのところは学校側の思いというものです。酌んでいただければと思います。おっしゃる通りですね。他はいかがですか。

<駒木根委員>

先ほどモデル事業なので、公募がとりあえず単年度ということですが、事業者が変わるといことはその職員と一緒に引き上げるということも当然あると思います。

そうすると、まずは、どうやって人を雇い入れるのか、その数の部分だけ補充するというのは学童やっていたの経験で大変だと思います。子どもたちもそうですけど、働く側としても、単年度で、来年の4月1日からの契約状況がわからないというのは非常に働き辛くて、余計にそこに応募し辛い。

とりあえず1年というよりも、2年も3年も長く働けるところに応募が出ていればそちらを優先して、手をあげたくなるってということで、必ずしもその学校に、学童なり居場所事業なりがずっと残るのだから、「あなたの仕事はなくならないでしょ」ということではないと思っています。

大人の働きにくさ、入れ替わりが多いってことはすべて子どもに影響が残るので、このモデル期間で

あっても、そういった子どもの負荷になるようなことは極力避けて欲しくて、モデルとして、実施するのが毎回変わってしまうと、評価もまた、ゴロゴロ変わってしまうような気もするので、ちょうど4社違うところが入りましたし、そのモデル事業が2年なのか、5年なのかわからないですけど、ある程度同じところが、随意契約することで、いろいろな安心感が生まれると感じているので、検討をお願いしたいと思います。

<臼杵委員長>

要望に近いですね。

<上野副委員長>

要望を被せてしまいますが、ある市議会議員さんのホームページで、この4校で37人の方か携わるようですが、そのうち常勤の方が7名でパートの方が30名と書いてあったと思うのですけれど、この4校では公設はもうなくして、居場所事業に一本化して、元々の公設の支援員さんたちは居場所事業の事業者の下で勤めず、他の場所で働くようなので、やっぱり今おっしゃったように、毎年変わったりすると子どもたち、先生たちも変わるから、どこまで子どもが受容するか分からないですけど、そここのところの影響も検討していただけたらいいと思います。

<臼杵委員長>

他はいかがですか。

<高橋委員>

聞きにくいというか、言いにくいのですけれども、この全員の方を対象とする事業になるときに、例えば障害があるお子さんも多分、今もいらっしやって、今後もいらっしやると思うんですけど、そういった時は、例えば学校ですと、サポートする先生が付くなどの支援があると思いますが、居場所事業の場合は大勢の中の1人になってしまうのでしょうか。

最近だと民間の方でも支援が必要なお子さんに特化したサポートできるということをやった事業者さんがいて、過ごせる場所やお部屋があるみたいですが、いかかでしょうか。

<臼杵委員長>

事務局、答えていただけますか。

<事務局>

支援が必要なお子さんは今の児童クラブでもお預かりしてしまっていて、その児童の人数に応じて、それに対応できる職員さんを加配という形でおけるようなシステムにしています。この居場所事業につきましても、それは踏襲して、支援が必要な児童さんにサポートできる職員さんが充てられるようにしていきます。

<上野副委員長>

私、常盤小の保護者ですけど、下校時間になると校門の前に車で迎えに来られて、特別支援学級の子たちも何人かは、何台かの車に分かれて乗って、放課後デイサービスで活動しているようです。鈴谷など何ヶ所もあり、そういうところに行かれている子がうちの学校では多かったです。

<高橋委員>

私が関わっている学校もそのような場所に通わなくてもよいお子さんは、シッターさんが学校へ毎回迎えに来られて、ご家庭に送迎されている方もいらっしやいました。

<臼杵委員長>

最後1つ聞いておきたいのですが、今上野副委員長の話にも出たけど、議員さんが市政レポートとかで各家庭に配布するレポートを目にしましたが、そこで放課後児童クラブのさいたま市として、新しい支援員の募集をやっていることを初めて知りました。さいたま市としてやっているのは、この事業のためにやっているのかと思いましたが、そのあたり今、教えてもらえますか。

<事務局>

ちょうど今週末（1月27日）、土曜日、放課後児童クラブで働く職員を募集するため、説明会をやることにしまして今回初めてやらさせていただきます。この居場所事業のためというよりは放課後児童クラブで働く職員の人手不足が問題になっていますので、市内で放課後児童クラブやっている事業者さんにお声掛けして、12業者が集まって合同で説明会を実施することになっています。

<臼杵委員長>

分かりました。ありがとうございました。全体でよろしいですか。

ないようですので、一応時間はぴったりなので、事務局の方に進行をお渡しいたします。

(2) 事務連絡

(3) 閉会

10 問い合わせ先

子ども未来局 子育て未来部 幼児・放課後児童課

048-829-1717

11 その他